

## 第2次紀の川市長期総合計画基本計画(素案)について

### 【経過説明】

- ① 平成 29 年 8 月 7 日（月）～8 月 10 日（木）にかけて長期総合計画本部員、策定作業班長、策定作業班員を対象に「基本施策立案シート」策定にかかる説明会を開催
- ② 上記の「基本施策立案シート」作成にあたっては、これまでに実施した「施策評価シート（平成 28 年度成果）」、「SWOT 分析＝現行計画における各基本施策を取り巻く環境の整理」、「現行計画検証結果（平成 28 年度実施分）」、「課題整理シート（平成 28、29 年度実施分）」さらに、本部会議、審議会の意見を踏まえ、9 月上旬に作成
- ③ 上記により提出された「基本施策立案シート」に基づき、平成 29 年 10 月 19 日（木）～11 月 9 日（木）にかけて策定作業班長、策定作業班員を対象にヒアリングを実施
- ④ 上記のヒアリングを経て、現在、取りまとめ中の資料として「基本計画（素案）」として調整

## 第2次長期総合計画 前期基本計画の策定 基本施策策定のルールと視点

---

### 1. 「施策」のルールと視点

① 1つの施策を推進（所管）する部局が原則2部局以下になるようにする。

【視点】各部局においてP D C Aマネジメントが実施できるか。説明責任が果たせるか。

② 政策の連鎖体系（ロジックツリー）にする。

【視点】目的が上位の「政策目標」を達成するための手段となっているか。手段が下位の「主な取り組み方針」の目的となっているか。

③ 紐づく「主な取り組み方針」は2つ以上にする。

【視点】（施策）1：N（主な取り組み方針）となるよう、施策間のバランス、規模感を確認する。

### 2. 「主な取り組み方針」のルールと視点

① 1つの主な取り組み方針を推進（所管）する部局が原則1部局になるようにする。

【視点】各部局においてP D C Aマネジメントが実施できるか。説明責任が果たせるか。

② 政策の連鎖体系（ロジックツリー）にする。

【視点】目的が上位の「基本施策」を達成するための手段となっているか。手段が下位の「事務事業」の目的となっているか。

③ 原則、紐づく「事務事業」は2つ以上にする。

【視点】（主な取り組み方針）1：N（事務事業）となるよう、主な取り組み方針間のバランス、規模感を確認する。

④ 原則、「主な取り組み方針」の対象をそろえる。

【視点】紐づく事務事業の対象は誰か、何か。

1

## 第2次長期総合計画 前期基本計画の策定 基本施策策定のルールと視点

---

### 3. 「成果指標」のルールと視点

① 住民への説明責任を果たすための指標になるようにする。

【視点】内部管理のための指標よりも、住民にとって価値のある指標が選定されているか。

② 現状分析に基づき、「成果指標」を設定する。

【視点】施策全体から見た定量的、定性的な現状分析を行い、「施策の意図」、「今後の主な取り組み方針」で述べられている内容（キーワード）が数字で把握することができるか確認する。

③ 管理が可能な「成果指標」を設定する。

【視点】設定した成果指標の数値が「経年比較」、「他市比較」が可能で、指標の進捗管理を通じて、施策の進捗管理が可能となっているか確認する。

④ 原則、「成果指標」は2つ以上設定する。

【視点】複数の指標を組み合わせて施策の課題や状態が示されているか。（第1の組み合わせの方法として、「事実」と「受け止められ方」の両面を考慮すること。第2の組み合わせの方法として、「数字の判明による不公平感をなくすこと」と「現状把握ができること」、「指標設定が政策の推進力となること」を原則とする。

2

# 施策例：学校教育環境の充実

## 成果指標

- ①「学校に行くのは楽しい」と思う児童・生徒の割合
- ②不登校児童・生徒の出現率
- ③経済的理由による長期欠席児童生徒の割合
- ④……

目指す姿

安全・安心で快適な教育環境が整ったまちを目指します。

1:N

取組方針

課題

課題

課題

課題

①教育相談の充実

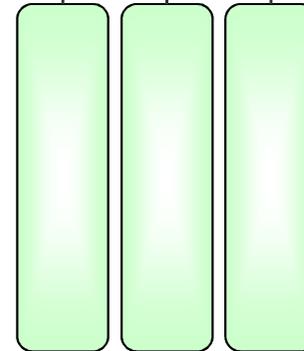
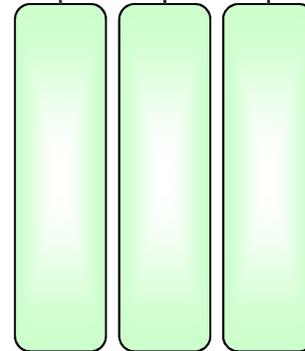
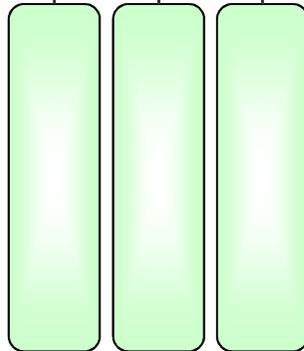
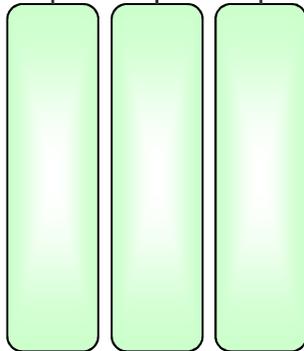
②教育機会の均等の推進

③安全な通学環境の推進

③安全・安心で快適な教育環境の充実

1:N

事業



1-1-1
地域防災力の向上

担当部	危機管理部	関係部	危機管理部
担当課	危機管理課	関係課	消防防災課

■現状と課題

- 平成 28 年の熊本地震や平成 23 年の東日本大震災などをはじめとして、近年、震度 6 弱以上の大地震が多発しています。また、平成 23 年の台風 12 号、15 号、平成 29 年の台風 21 号においては、紀の川市でも大きな被害がありました。
- 本市では、自主防災組織の組織率 100%を目指し、設立支援や啓発を行っており、平成 29 年 3 月末現在 80.8% (126 組織)の自主防災組織が設立されています。
- 市民意識調査では、「自主防災活動があり活動にも参加したことがある」が 24.8%、「自主防災活動があるが活動に参加したことがない」が 29.6%、「自主防災組織がない」が 9.0%、「わからない」が 33.4%となっており、市民の防災活動の実績が少ない現状となっています。
- 市民に的確な情報を迅速に伝えるため防災情報体制の充実を図り、防災行政無線のデジタル化整備などハード面の整備を進めています。
- 防災総合訓練をはじめ自主防災組織や各種団体等で、各種研修や訓練の指導などの育成強化を実施しています。平成 28 年度は 53 回実施され、2,485 人の市民が参加しています。
- 平成 28 年度より、市内の全小学校 (16 校)の高学年を対象に、小学生防災教室を 3 年間で開催するように計画し、初年度には 5 校 316 名の児童が参加し、地域性を考慮した防災カリキュラムに取り組んでいます。

(主な課題)

- 自主防災組織が未設置の自治区への設立促進のための取組みが必要です。また自主防災組織を設立しているが、活動していない自治区への研修や訓練等の実施を促す必要があります。
- 災害対策基本法改正に係る指定避難所等の表示看板の変更及び大規模災害時における指定緊急避難場所の指定が必要です。
- 過去の地震災害の事例等を参考にして、有事の際の指定避難所のスムーズな開設、運営方法のルール化が必要です。
- 災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害対策本部機能の充実と職員の防災対応力の強化が必要です。

■目指す姿

「自助・共助・公助」の役割分担が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
自主防災組織組織率(世帯割)	自主防災組織設置自治区世帯数÷市全世帯数	地域防災力の向上に必要な最も重要な指標であるため	80.8% (H28)	100%
自主防災組織の研修・訓練回数		地域防災力や防災意識の向上を計る数値のひとつであるため	36 回 (H28)	45 回
自主防災組織等による訓練参加人数		地域防災力や防災意識の向上を計る数値のひとつであるため	2,485 人 (H28)	3,000 人
家具固定を行っている市民の割合	家具固定を行っている回答した市民の割合 (市民意識調査)	最も身近な防災対策の状況を把握するため	%	50%
自主防災組織の	自主防災組織の活動に		%	%

活動に参加している市民の割合	参加している回答した市民の割合 (市民意識調査)			
備蓄している市民の割合	備蓄していると回答した市民の割合 (市民意識調査)		%	%

### ■主な取り組み方針

#### 方針①: 防災意識の啓発、普及

- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治区に対する設立の支援を行います。また休眠状態となっている自治区に対しては、研修支援等を行い、活動促進を図ります。
- 大規模災害(地震)を想定した総合的な防災訓練を関係機関及び地域住民(自主防災組織)と連携のもと実施し、防災活動に関する技術の向上及び防災意識の高揚を図ります。
- 小学生の防災教室を開催するなど、若年層の防災意識の向上を図ります。
- 各家庭における備蓄の確保を促します。

#### 方針②: 防災施設等の計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて必要な防災資機材等の購入が行えるよう補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄品の確保や資機材の整備を計画的に進めます。
- 引き続き防災行政無線のデジタル化を進め、情報伝達手段の充実を図ります。

#### 方針③: 行政の防災対応力の強化

- 職員を対象とする研修や訓練を実施し、職員の防災対応力を強化します。
- 災害対策本部の立ち上げや運営訓練を実施するなど、災害発生時における初動体制の強化を図ります。また避難所運営に関する訓練を実施し、円滑な避難所運営が行えるよう取り組みます。

### ■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○家庭での備蓄を行います。 ○地域の防災訓練や研修に参加します。
地域(みんなでできること)	○自主防災組織の設立を行います。 ○自主防災組織の活動、訓練を積極的に行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○職場での防災訓練を実施します。 ○事業継続計画の策定を進めます。

### ■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域防災計画	平成 18 年度～
紀の川市国民保護計画	平成 18 年度～
紀の川市地震防災対策アクションプログラム	平成 21 年度～

1-1-2

効率的で効果的な消防体制の整備

担当部 危機管理部  
担当課: 消防防災課

関係部  
関係課:

■現状と課題

- 全国的に消防団員の高齢化が進んでおり、新たな消防団員の確保が喫緊の課題となっています。その一方で女性消防団員の数は年々増加傾向にあります。
- 本市においては、常備消防は岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 本市では、消防団員数では県下2位の規模を備えていますが、山間部団員の高齢化による後継者問題や、被用者団員(サラリーマン)の増加による機動力の低下が懸念されています。一方で、新たな団員確保策として、平成28年に女性消防団を結成し、活動を行っています。
- 消防団の新入団員訓練や幹部訓練、また平成27年度より全方面隊による分団訓練を実施し、地域に即した専門訓練を行い、消防力の向上を図っています。
- 毎年度、地域の消防器具庫や防火水槽等の消防施設を計画的に整備し、地域の消防力の向上を図っています。
- 毎年度、那賀消防組合の管轄地域において、火災による死者、負傷者が発生しています。

(主な課題)

- 地域の消防体制を維持するため、社会状況や地域の実情に応じた消防団員の確保、後継者対策が必要です。
- 消防団の機能を維持、強化するため、効果的な各種訓練を継続実施し、全体的な消防団員の能力向上が必要です。また女性消防団員の育成、強化が必要です。
- 市域が広く、消防施設の設置数が多いことから、老朽化した消防施設の計画的な更新や整備が必要です。

■目指す姿

安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
消防団活動に対する市民の意識調査	市民意識調査による把握	施策の推進がどのように影響しているかを計る必要があるため	〇〇% (H29)	〇〇%
消防団員の充足率	和歌山県消防協会資料による	効果的な消防体制を構築しているかの指標	99.1% (H28)	100.0%
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)		%	%

■主な取り組み方針

方針①: 消防・救急・救助体制の充実

- 那賀消防組合とさらなる連携強化を図りながら、消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- 山間部等の団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりを構築し、被用者団員の増加による日中の機動力低下を防止するとともに、学生消防団活動認証制度を浸透させることで、消防団体制の強化を図ります。
- 消防団員の能力向上のため、引き続き那賀消防組合との連携や県消防学校が主催する研修に団員が積極的に参加できる体制作りをします。また女性消防団の育成を継続的に行い、女性消防団ならではの体制作りを構築します。

方針②: 火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や婦人防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の高揚を図ります。

方針③: 消防施設・装備の計画的な整備

- 限られた予算、財源の中で、優先順位をつけて老朽化した施設の更新、整備を行います。
- 消防団員が扱う装備品の充実を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○消防団に積極的に加入します。 ○火災報知機や消火器等の設置を行います。
地域(みんなでできること)	○消防団活動に積極的に取り組みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○消防団協力事業所制度の認定を受けます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域防災計画	平成 18 年度～

担当部 建設総務課、道路河川課、都市計画課、住宅管理課、農地課

関係部  
関係課：

#### ■現状と課題

- 平成 28 年度から国が岩出狭窄部の対策事業を進めており、事業が完了すれば本市の浸水被害の軽減につながる事が予想されます。また平成 26 年度からは排水機能の回復を目指し、国営和歌山平野農地防災事業が進められており、排水機の改修、整備や水路の整備を順次実施しています。
- 平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号により、本市においても大規模な浸水被害や土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。引き続きそれらを教訓として、市民の生命、財産を守るため、これまで実施してきた防災対策の一層の強化と充実を進める必要があります。
- 農業が盛んな本市には、市内全域に 777 箇所のため池が存在し、内 132 箇所が警戒を要するため池になっています。これまでに県の「ため池加速化計画」に沿って、計画的な改修を実施した結果、ため池改修済件数は 22 箇所となっています。
- 市営住宅長寿命化計画に基づき、順次、市営住宅の耐震診断を実施しています。
- 大規模地震等による倒壊を予防し、居住する市民が安全・安心に生活できるよう、旧耐震基準で建築された住宅耐震診断・耐震改修を促進しています。

#### (主な課題)

- 台風 21 号による被害結果を検証し、同様の被害が二度と発生しないよう治水対策や土砂災害対策を進める必要があります。
- ため池の防災・減災対策については、地元及び水利関係者への啓発により理解を得ているものの、受益者負担金が必要なことから事業実施に至らない場合が多いため、ソフト事業と併せて粘り強く進める必要があります。

#### ■目指す姿

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全安心な居住地が確保されているまちを目指します。

#### ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
災害に強いと感じている市民の割合	市民意識調査におけるアンケート項目		0%	0%
耐震診断対象の市営住宅の耐震化率 (住宅管理課)	紀の川市地域住宅整備計画	市営住宅建築物の耐震化や長寿命化修繕を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現する指標と考えられるため	14% (H29)	24%
市営住宅の長寿命化完了戸数率 (住宅管理課)	紀の川市地域住宅整備計画	市営住宅建築物の耐震化や長寿命化修繕を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現する指標と考えられるため	45% (H29)	72%
ため池改修箇所 (農地課)	年間2箇所以上	ため池改修箇所数は、1箇所につき工事完了するのに2～3か年を費やすため、早期改修を進めたいが、国県の予算の変動もある	22 箇所 (H29)	29 箇所

■主な取り組み方針

方針①:住宅耐震化の促進

- 様々な機会を通じて、一人でも多くの市民に住宅耐震に関する啓発を進めます。また耐震診断や改修に要する経費に対する補助を行うことで、耐震化の促進を図ります。
- 市営住宅については、耐震診断を実施し、耐震強度が不足する住宅については、計画的に改修を進めます。

方針②:農地・農業用施設の災害対策の推進

- 国営和歌山平野農地防災事業による農地湛水被害対策を推進します。
- 県に要望しつつ、団体営についてはソフト対応と併せため池改修を計画的に進めます。

方針③:土砂災害防止対策の推進

- 

方針④:治水対策の推進

- 岩出狭窄部対策事業による浸水被害対策を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
地域(みんなでできること)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

■関連する個別計画

計画名	計画期間
公営住宅等長寿命化計画(住宅管理課)	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月
農村環境計画(農地課)	平成 20 年～

1-1-4
防犯・交通安全対策の推進

担当部	危機管理部	関係部	地域振興課
担当課	危機管理課	関係課	商工観光課 道路河川課

■現状と課題

- 近年実施された道路交通法の改正により、高齢者による交通事故防止のための自動車運転対策の強化や自転車の悪質運転に対する対策が強化されました。
- 市民意識調査によると「犯罪抑制のために効果的だと思われるもの」として、「防犯カメラの設置」が 57.1%と最も多く、次いで「防犯灯、街路灯の設置」が 53.5%となっています。また「防犯パトロールの実施」も 36.1%と高くなっています。
- 自治区への防犯灯や防犯カメラの設置に対する支援を行うことで、市民が安全安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて防犯体制の充実を図っています。
- 本市の交通事故件数はここ数年減少傾向ですが、全事故に占める高齢者の事故割合が平成 28 年度で 35%と依然高い状況です。
- 交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導委員会などと連携して、交通安全教室や啓発活動を実施しています。また、高齢者に対して交通大学を開校し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識を醸成するため、各カリキュラムを通して学習を促しています。
- 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、消費者問題の相談窓口として対応や対処に関する情報収集提供をし、消費者問題を未然に防ぐとともに、関係機関への協力を求めながら早期解決を図っています。

(主な課題)

- 高齢者の事故割合が高いことから、重点的に高齢者の交通安全対策に取り組む必要があります。
- 特殊詐欺の手口が増え、被害件数が年々増加しています。高齢者の被害が大半を占めていることから地域や企業と連携した対策が必要です。(平成 29 年 7 月末現在:紀の川市 3 件)
- 街頭犯罪等認知件数について市内では、「自転車盗」「万引き」が多く対策の検討が必要です。(平成 28 年自転車盗:46 件、万引き:47 件)
- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の観点から、小中学生の自転車マナー及び高齢者の交通マナーの問題に対して、幼少期から高齢者までの交通安全教育の検討が必要です。
- 市民の安全安心な消費生活を確保するため、多様化、複雑化していく悪徳商法や消費者トラブルに適切に対応することが必要です。

■目指す姿

交通安全意識を高めるとともに安全な交通環境の整備を行い交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
市内交通事故件数(人身事故)(危機管理課)	和歌山県警察(和歌山県の交通事故概況)	以前から成果指標としている	159 件 (H28)	300 件
高齢者(65 歳以上)の事故件数(危機管理課)	和歌山県警察(高齢者の事故(65 歳以上))	全国的に増加傾向にある高齢者の事故件数としている 高齢者に対する交通安全対策の推進状況が分るため	67 件 (H28)	60 件
犯罪率(紀の川市)	和歌山県警察 市町村別刑法犯犯罪率	以前から成果指標としている	5.46% (H28)	5.50%

(危機管理課)	(人口千人当り) 刑法犯認知件数÷国勢 調査人口×1000			
自治区の防犯カメラ設置数 (危機管理課)	紀の川市防犯カメラ設置費補助金交付要綱	H29年度より以前から要望があるもの 犯罪抑制のために効果的 だと思われるため	— (H29)	10件

### ■主な取り組み方針

#### 方針①:交通安全意識の向上推進(危機管理課)

- 小中学生の自転車マナー及び高齢者の交通マナーの問題に対して幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階(年齢等)に応じた交通安全教室を実施します。

#### 方針②:安全な交通環境の整備

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発することにより、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放棄自転車等対策として、各駅駐輪場などの見回りを強化または放置されにくい環境づくりなどを検討し対策します。

#### 方針③:地域防犯対策の推進

- 増加している特殊詐欺等の被害を減少させるために関係機関に専門知識を持った講師を依頼して防犯教室等を開催します。
- 犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治区への防犯灯・防犯カメラ設置等に係る支援を行ない地域の防犯対策を推進します。

#### 方針④:消費者の安全対策の推進

- 消費者トラブルを未然に防止するとともに、早期解決を図るため、相談窓口を開設します。
- 関係機関との連携を図り、常に最新の情報を収集し、市民に対する情報提供、啓発・周知を行います。

### ■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○地域の防犯・交通安全教室に積極的に参加します。 ○子どもや高齢者等の安全、防犯対策に協力します。
地域(みんなでできること)	○地域での防犯対策に取り組めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○子どもや高齢者等の安全、防犯対策に協力します。 ○交通安全や防犯対策の研修を実施します。

### ■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市交通安全計画(第10次)	平成28年度～平成32年度

1-2-1

健康づくりと疾病予防

担当部 保健福祉部

担当課 健康推進課

関係部

関係課

市民部

国保年金課

### ■現状と課題

- 国、県では、健康寿命延伸や健康格差に着目し、第2次健康日本21などを制定し、生活習慣病や生活習慣病の重症化を予防し、健やかに心豊かに生活できる活力ある社会を目指しています。当市においても地域特性を健康増進計画を策定し、健康づくりに関する施策・事業を展開してきました。
- 運動習慣の定着と基礎体力の維持・向上を目的としたコアキッズ体操やチャレンジ100万歩など身体活動計を活用した運動への意識付けの事業や、糖尿病、高血圧、高脂血症等に着眼した健康教室の開催、住民検診を活用した禁煙指導等の健康教育を中心に生活習慣の改善への意識付けに取り組んでいます。その結果、平成23年度と比較して平成〇年度の運動習慣者の割合が増加しています。
- 各種がん検診では、集団検診や個別検診による検診の受診機会を確保するとともに、検診の必要性の周知や未受診者の受診勧奨に取り組んでいます。特に、ピンクリボンキャンペーンによる乳房モデルを活用した自己触診方法の啓発など、自己管理の必要性や意識付けに力を入れており、取り組みの結果、がん検診受診者数は年々増加していますが、乳がん検診以外の胃・大腸・肺・子宮がんの受診率は低い状況です。
- 国保被保険者に対して実施している特定健診の受診率は、毎年向上しているものの第2期特定健診等実施計画の目標値(60%)とは大きく乖離しています。今後は未受診者、とくに受診率の低い40歳～64歳の対象者に対し、健診受診による疾病の早期発見・治療の重要性を認識していただき、受診率を上げることが重要となっています。

### (主な課題)

- 健康への意識の向上、検診の受診や規則正しい生活習慣を実践するため、健康に関する正しい知識・情報を提供する必要があります。
- 世代間やライフサイクルをはじめ、栄養・食生活や運動・身体活動、こころの健康など健康分野ごとの現状と課題に応じた健康づくり、疾病予防の対策を進める必要があります。
- 壮年期を中心とする働き盛り世代等は健康への意識が低く、健診の受診や規則正しい生活を実施していない傾向にあるため、若い世代のがん健診受診率の向上やより良い運動習慣・生活習慣を定着させる取り組みが必要です。
- 特定健診受診率の向上とデータヘルス計画により見えてきた糖尿病の重症化予防の対策をすすめる必要があります。

### ■目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組めるまちを目指します。

### 成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
健康寿命(歳)	日常生活動作が自立している期間の平均 要介護度2～5(介護保険)に基づいて算出	健康増進計画では「健康寿命の延伸」を目標にしており、その達成度を計る必要があるため	男 78.44 歳 女 83.28 歳 (H27)	男 78.50 歳 女 83.30 歳
18 歳以上の運動習慣者の割合(%)	H29 健康増進計画アンケート	健康評価指標として経年的にその達成度を計る必要があるため	18.0%	30.0%
各種がん検診受	40 歳以上の市民を対象	市の取り組みが計れ、全	胃 15.2%	胃 16.0%

診率(%)	とする	国、県、近隣市町村との比較可能な指標であるため	大腸 19.0% 肺 15.9% 乳房 21.7% 子宮 12.2%	大腸 25.0% 肺 25.0% 乳房 30.0% 子宮 15.0%
特定健診受診率	40～74歳の国保被保険者	市の現状を把握し、近隣地域との比較可能な指標であるため	35.4% (H28)	41%

### ■主な取り組み方針

#### 方針①:健康づくりの推進

- 子供から高齢者まで、より良い生活習慣や心やからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう、健康に関する情報が得られる環境を整備します。
- 運動習慣者の増加に繋がる取り組みや、子供や妊産婦の受動喫煙対策など健康増進計画に掲げた健康課題の解決に繋がる健康づくりに関する事業の充実を図り、市民や地域が健康づくり活動に取り組みやすくなるよう新たな環境・仕組みづくりを進めます。

#### 方針②:疾病予防、重症化予防対策の充実

- 麻しん・風しん・結核等の特定感染症予防のための接種率の向上、維持を目指します。また、感染症、食中毒、熱中症等の正しい知識の普及に取り組みます。
- 国の指針に沿った各種がん検診の実施し、多くの市民に正しい検診を受けてもらえるよう取り組みます。
- 医師との連携を密にし、精度管理の充実を目指した体制づくりと受診率の向上に取り組みます。

#### 方針③:特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診の受診率を上げ、疾病の早期発見・重症化予防に取り組みます。
- 特定保健指導を実施し、対象者の生活習慣を改善し、健康的な生活を維持できるよう支援します。

### ■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の健康状態に関心を持ち、健康に関する正しい知識や情報を得ます。</li> <li>○積極的に健康づくりに取り組みます。</li> </ul>
地域(みんなのできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりのグループやサークルの運営によるきかけづくりや、継続を促すための仲間づくりを推進します。</li> </ul>
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりや運動に関するイベント開催や情報提供を行います。</li> </ul>

### ■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市健康増進計画	平成30年度～平成34年度
特定健康診査等実施計画	平成30年度～平成34年度

1-2-2

地域医療体制・医療サービスの  
充実担当部 保健福祉部  
担当課 健康推進課関係部 市民部市民部  
関係課 国保年金課

## ■現状と課題

- 高齢化の進展による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、国・県は地域医療構想を策定し、限られた医療・介護資源を適正・有効に活用するため、医療機関の分化・連携により適切な医療を提供する体制整備をすすめています。
- 岩出市との2市で運営する地域の拠点となる公立那賀病院においては平成 27 年度に救急科の設置、時間外の救急患者を受け入れるための各診療科の待機時間の延長等、救急医療体制に取り組んでいます。
- 那賀圏域内の医療機関には ICU や救命救急などの病床がありません。一次救急として那賀休日急患診療所が年間 72 日夜間 42 日間を実施しており、休日の二次救急は那賀病院、名手病院、富田病院、殿田病院、貴志川リハビリテーション病院が輪番で 144 日を担っています。
- 紀の川市と岩出市で構成する那賀医療圏域において、圏域内に7病院が所在し、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。
- 毎月広報において 24 時間体制で提供できる県の救急医療情報の窓口を掲載していますが、平成28年度の市民意識調査では「休日、夜間に対応する病院がわからない」という回答が 21.5%あります。
- 子育て支援策として子どもの医療費助成制度の重要性が増しており、平成 28 年 8 月から子ども医療費助成制度の対象を中学生の外来診療まで拡大し、中学卒業まで医療費無料化を実現しています。
- 直営診療施設である鞆淵診療所は、対象とする地域人口の減少により年々受診者数が減少しています。また、対象者の高齢化により診療所への通院も困難な事例も出ています。

## (主な課題)

- 公立那賀病院においては、地域医療の確保、救急医療体制の充実のためにも、地域医療構想における高度救急期病床への対応をはじめ機能強化が必要となります。
- 小児科医の不足があり、那賀医療圏内で、小児救急体制が十分ではありません。
- 休日急患診療所の老朽化が進み、待合室や駐車場が狭小であることから、施設の整備が必要となっています。
- 安心して医療が受けられる環境の整備として、関係機関と協力して適切な情報を提供する必要があります。
- 鞆淵診療所の安定運営のため収支改善に繋がる取り組みが必要です。

## ■目指す姿

市民の誰もが必要な時に安全で質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

## ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
那賀休日急患診療所の外来患者数(紀の川市分)	毎年度の成果表から	休日急患診療所の受け入れ状況を把握するため	1,007 人	1,654 人
かかりつけ医を持っている人の割合	かかりつけ医がいると回答した市民の割合 (健康増進計画 H29アンケート)	「必要なときに安全な医療サービスを受けることができる」という市民感情が反映されるため。	31.3%	50.0%

小児救急の受診 児数	応急診療センター住所 別診療科別受診者数	紀の川市民の応急診療セ ンター小児科(和歌山市)の 状況を把握するため	814 人	850 人
鞆渚診療所の受 診率	年間受診者数/鞆渚地 区人口(へき地診療所 実態調査)	診療所の現状を把握できる 指標であるため	4.87	5.0

### ■主な取り組み方針

#### 方針①: 地域医療体制の充実

- 地域医療の拠点である公立那賀病院の機能強化を進めます。
- 安定的な受診機会の確保と質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。

#### 方針②: 救急医療体制の充実

- 休日急患診療所の新築移転について、医師会・岩出市と協議のうえ推進します。
- 病院群輪番制病院運営事業や那賀歯科医師会への委託による歯科の休日急患業務、公立那賀病院への小児救急医療への支援を継続して実施し、救急医療体制の整備を図ります。
- 広報紙やホームページ等を活用し、救急医療の正しい使い方や救急医療の窓口案内を継続して市民に啓発します。

#### 方針③福祉医療費助成の実施

- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 中学校卒業まで医療費の無料化を継続し、子育て支援を行います。

#### 方針④直営診療施設の安定的運営

- 鞆渚診療所の経営状態の改善に取り組みます。

### ■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ かかりつけ医を近所の医療機関にします。</li> <li>○ 限りある医療資源を適切に使います。</li> </ul>
地域(みんなでできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共助の精神で保険料を納付します。</li> </ul>
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療資源の有効活用の啓発並びに支援を行います。</li> <li>○ 医療の質を高め適切な医療を提供します。</li> </ul>

### ■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市健康増進計画	平成30年度～平成34年度

1-2-3

## 医療保険制度の安定運営

担当部 市民部

関係部

担当課: 国保年金課

関係課:

## ■現状と課題

- 全国的には、近年、高齢化やライフスタイルの変化により、がんや糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、医療費の増大に繋がっています。そのため国は「健康日本 21」を策定し、健康づくり・疾病予防を推進しています。
- 安心して誰もが医療を受けることができる、国民皆保険制度を維持継続するため、平成30年度から県と市町村が運営の責任主体となる国民健康保険制度の広域化が始まります。
- 本市では高齢化が進み、国保被保険者一人当たりの医療費がこの10年間で1.25倍になっています。
- 国民健康保険制度の安定運営のため、データヘルス計画を策定し、詳細な医療費分析を行い、本市の疾病状況の把握を行いました。また、きめ細かい未納・滞納者対策を実施し、県内他市と比較して高い収納率を維持しています。

## (主な課題)

- 国保・後期高齢者医療共に、少子高齢化や医療の高度化により医療費が年々増加しています。今後も医療保険制度を維持するために、各種検診による疾病の早期発見、被保険者の健康づくりへの支援、ジェネリック医薬品の普及等が必要です。
- 国民健康保険事業の県広域化に向けての取り組みが必要です。

## ■目指す姿

国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度を安定的に運営することによって、誰もが安心して医療を受けることができるまちを目指します。

## ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
国保被保険者1人当たり医療費	国保医療費合計額／国保被保険者 (国民健康保険事業年報)	医療費の推移が把握でき、国や近隣地域との比較可能な指標であるため	363,818 円 (H28)	414,750 円 ※
国民健康保険税収納率(現年分)	現年分収納額／現年分調定額 (国民健康保険事業年報)	市の現状を把握し、近隣地域との比較可能な指標であるため	95.19% (H28)	96%
後期被保険者1人当たり医療費	後期高齢者医療費合計額／国保被保険者 (●)	市の取り組み状況が計れ、近隣地域との比較可能な指標であるため	974,787 円 (H28)	1,004,030 円 ※
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)	現年分収納額／現年分調定額 (●)	市の現状を把握し、近隣地域との比較可能な指標であるため	99.6% (H28)	99.8%

※一人当たり医療費について・・実績による H34 推計値は対 H28 比で国保 16%増、後期:4%増であるが医療費抑制策の効果を見込み、目標値はそれぞれ 14%、3%増としている。

■主な取り組み方針

方針①: 国民健康保険事業の安定的運営

○平成 30 年度より始まる国保広域化で県・県下市町村と共に国保制度の継続と安定的運営を目指します。

方針②後期高齢者医療制度の安定的運営

○後期高齢者医療広域連合に加入する市町村と共に、引き続き制度の安定運営に尽力し、高齢者の医療サービスの向上に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 検診を受け健康管理に気をつけます。 ○ 納期限内に保険税(料)を納めます。
地域(みんなのできること)	○ 地域で健康づくりに関連する活動を行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 社員の健康管理に努めます。 ○ 診療と共に疾病予防のアドバイスを行います(医療機関)。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
和歌山県市町村国保広域化等支援方針	平成 22 年度～平成 32 年度
データヘルス計画	平成 30 年度～平成 35 年度

1-3-1

## 地域福祉のしくみづくりと推進

担当部 保健福祉部

関係部

担当課 社会福祉課

関係課

## ■現状と課題

- 全国的に少子高齢化、核家族化などによる家庭機能の低下や人と人とのつながりの希薄化などが進み、市民同士や地域内での新たな支え合いの活動がますます重要になっています。
- 今後さらに、地域での支え合いによる地域福祉の体制づくりを推進することが求められています。市民意識調査によると、約 3 割が「今後、ボランティア活動や市民の自主的なグループへの参加意向」を示しており、参加したい活動内容のトップが「福祉」となっています。今後さらに地域福祉への参加を促していく必要があります。
- 地域福祉活動への参加は高齢化等により会員が減少し、新規会員の加入が追いついていない状況があります。また若い世代は、仕事などの理由により地域活動への参加が難しいという現状があります。
- 身近な地域福祉活動への参加を促進するとともに、暮らし方、働き方に応じた活動内容の検討が必要であり、地域福祉活動を活性化するために、中心的役割を担ってくれるリーダーの育成も求められます。

## (主な課題)

- 地域で暮らす人と人とのつながりの希薄化が進み、地域そのものの弱体化が進んでいます。
- 地域で活動されている民生委員児童委員、ボランティアなどのなり手不足、高齢化が進んでいます。
- 地域福祉活動への中心的役割のリーダーの育成も求められています。

## ■目指す姿

みんなが安心して暮らせる きのかわ ～みんなではぐくむ地域のつながり～

地域が抱える課題を、みんなで解決できる仕組みをつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

## ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
民生委員児童委員 1 人当たりの平均年間活動日数	市の現状	今後の民生委員の活動日数の推移	131 日 (H28)	140 日
福祉ボランティアの人数	社会福祉協議会登録人数	今後のボランティア人数の推移	1,868 人 (H29)	1,800 人
地域におけるボランティア活動に参加している市民の割合	ここ 1 年で地域におけるボランティア活動に「参加している」と回答した市民の割合 (市民意識調査)	今後のボランティア活動参加人数の推移		

■主な取り組み方針

方針①: 地域におけるつながり、交流の推進

- 地域で暮らす人々がお互いに助け合う地域福祉の必要性について意識できるよう啓発を進め、地域で交流し、支え合うためのつながりづくりのきっかけとなるような機会の提供や、地域とつながっていくための支援に取り組みます。

方針②: 地域福祉を担い、支える人材の育成

- 地域で活動されている民生委員児童委員、ボランティアなどの人材育成の取り組みを支援します。また地域住民、社会福祉協議会等と連携し、講座や研修を通じて、リーダーの発掘、育成を進めます。

方針③: 相談支援体制の整備と充実

- 福祉事務所やその他の関係機関と密接に連携し、常に地域住民の相談・支援等を行います。また、今後増加する複雑化した相談についても、対応できる総合的な相談体制の構築を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日頃からの声かけに心掛けます。</li><li>○ 地域福祉活動に参加します。</li></ul>
地域(みんなのできること)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域福祉活動の企画や開催に協力します。</li></ul>
企業・NPO 団体(事業者がができること)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民や地域と連携し、地域福祉の推進に協力します。</li></ul>

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域福祉計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月
紀の川市地域福祉活動計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月

1-3-2
高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進

担当部	保健福祉部	関係部	紀の川市地域包括支援センター
担当課	高齢介護課	関係課	

■現状と課題

- 全国的に高齢化が進展し、65歳以上人口の割合は平成28年度時点で26.7%となっており、本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、30.0%（平成28年9月時点）と、すでに全国平均を上回っています。
- 本市の人口推計によると、今後も高齢者人口は増加し、平成37年にはピークに達することが予想されることから、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズが増えることが見込まれます。
- 本市では、直近の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果から、介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒・高齢による衰弱・関節の病気」が50.6%となっています。また、今後拡充すべき施策では、「在宅サービスの充実」が27.5%と最も多く、次いで「健康づくり対策の充実」が25.8%となっています。
- 「介護予防対策・みんなで支えあう地域づくり・生きがいづくり」にスポットをあてた活動として介護予防に取り組む自主サークル数が着実に増え、特に平成27年度から実施している地域リハビリテーション事業「てくてく体操」への参加団体が増加しています。

（主な課題）

- 高齢者が家庭に引きこもり、社会参加意識の低さが問題となっています。
- 高齢者自らが予防の大切さに気づき、自発的に活動することが求められています。
- 介護サービスが必要な人へ必要な分だけ適正に提供される健全な介護運営が求められています。
- 身体機能の低下による衰弱・転倒を防ぐため、健康づくり対策の充実が求められています。
- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制づくりが必要です。

■目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
地域で自主的に介護予防活動に取り組むサークル数	登録サークル数	サークル活動に高齢者が自主的に参加し、介護予防及び地域コミュニティの形成を地域に定着させる成果指標となるため	62	100
介護保険の認定を受けている人の割合	介護保険事業状況報告	高齢者が要介護状態にならないように、健康づくり、生活習慣病予防への取り組みの成果指標となるため	23.3%	23.3%

■主な取り組み方針

方針①: 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進

- 元気プラス塾、集い場(ひなたぼっこ)事業
- 健康づくり(てくてく体操など)事業

方針②: 高齢者の自立支援

- 地域みまもりネットワークの推進
- 権利擁護の取り組み推進

方針③: 介護保健サービスの適切な運営と充実

- 介護保険適正化事業
- 地域包括ケアシステムの推進

方針④: 介護予防と健康づくりの推進

- 健康づくり(てくてく体操など)事業
- フレイル事業

方針⑤: 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センター機能の充実
- 認知症サポーターの養成事業

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 自ら積極的に社会参加すると共に地域で支えあう意識を高めます。 ○ 介護保険制度について理解し適切に利用します。
地域(みんなのできること)	○ 地域の健康づくり(てくてく体操など)に積極的に参加します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 介護予防対策に関心を持ち、活動の輪を広げます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第7期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	平成30年4月～平成33年3月

### ■現状と課題

○国では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う施策を実施しています。

○本市では、障害者の主な支援者である家族等の高齢化が進み、60歳以上が半数を超えている状況です。家族等からのニーズとして、「家族の亡き後」に障害者が安心して生活を続けるための住居となる入所施設の拡充が望まれています。

○療育手帳を持つ若年層については、グループホームへの入居希望があり、福祉的就労支援施設の利用を希望するニーズも高くなっています。

○平成28年度実施の「紀の川市第2次障害者基本計画策定のためのアンケート調査」では、介護が必要になった時に必要とするサービスとして、本人や同居人に持病や障害のある家庭においては、施設入所を希望する回答が40%を超えています。

○相談支援の中心的な役割を果たす紀の川市基幹相談支援センターを設置し、相談業務の充実を図り、毎月100人を超える相談に対応し、地域で自立した生活を支援しています。

#### (主な課題)

○障害に対する理解が十分でないことから、さらに障害に対する理解・啓発を進める必要があります。

○障害者やその家族が、住みなれた地域で日常生活を送る上で抱える様々な問題や悩み等相談に対応する市基幹相談支援センターの相談員が不足しており、人材確保が急がれます。

○障害福祉サービスを受けるため必要なサービス等利用計画を策定する特定相談支援事業所の相談支援専門員等の人材が不足しています。

○一般企業等による障害者の雇用が進んでいないため、障害者雇用に対する意識啓発を進めていく必要があります。また、雇用の定着及び工賃水準の向上が必要です。

○家族等の支援者が高齢化する中で、障害者が地域で生活していくためのソフト面の支援や共同生活施設・重度障害者が入所する施設等のハード面が不足しています。

### ■目指す姿

障害があっても住みなれた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

### ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
成年後見制度利用者数(人)	平成29年度当初の成年後見制度利用者数×1.2	親亡き後、地域生活を送る上で必要な障害者の権利を擁護するための取り組み状況を計るための指標であるため	64人 (H29)	77人
障害福祉サービス給付受給者数(人)	平成29年度当初の障害福祉サービス給付受給者数×1.2(20%増)	住みなれた地域で生活をするために、どれだけ障害者が障害福祉サービスを必要としているかを合理的に計る指標であるため	508人 (H29)	610人
就労移行支援事業の利用者数(人)	平成29年度当初の就労移行支援事業給付受給者数×1.2(20%増)	経済的にも地域で自立した生活を送るための就労に繋がる就労支援の状況を計る	23人 (H29)	28人

		ため		
--	--	----	--	--

■主な取り組み方針

方針①: 理解と支えあう体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止にむけた取り組みを充実するとともに、障害への理解の促進を図るため、関係機関等と連携し市民への啓発に努めます。
- 障害者の権利を守るため、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用に繋がります。
- 障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行ないます。

方針②: 地域で自立した生活をするための支援

- 多様化、複雑化する相談内容に対応できる相談窓口の休暇や相談支援体制の充実を図ります。
- 在宅での障害福祉サービスの充実を図り、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人などが、日中活動が出来るサービスの確保と充実を図ります。
- グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。
- 障害のある乳幼児や家族に対する相談支援や、適切な療育の場を提供できる体制の充実に努めます。

方針③: 障害者の就労支援

- 雇用の一層の推進のため、職場実習及び雇用から職場定着までの一貫した支援が行なわれるよう関係機関と連携を緊密に図り、総合的な就労支援体制の確立を図ります。
- 福祉的就労事業所の整備と事業所への支援を行なうとともに、福祉的就労から一般就労への移行と定着支援を推進します。
- 優先調達法に基づいた就労者の工賃、給料アップに向けた取り組みを継続します。

方針④: 安全・安心が確保される体制の整備

- 緊急時の避難体制の整備を充実し、緊急時の障害児者の個別支援内容を把握し、適切な避難支援や安否確認が行なうことが出来る体制を整備します。
- 防災・防犯対策を推進するための啓発活動に取り組めます。
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 障害のある人への理解やノーマライゼーションの共有を行います。
地域(みんなでできること)	○ 障害のある人を地域で支え、障害者施設利用者と地域との交流の場を持ちます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 障害者の法定雇用率の達成、障害者施設からの優先調達を行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市地域福祉計画	平成 20 年度～平成 29 年度

第2次紀の川市障害者基本計画	平成 29 年度～平成 38 年度
第4期紀の川市障害福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度

1-3-4
生活に困窮している方への支援

担当部	保健福祉部	関係部	
担当課	社会福祉課	関係課	

■現状と課題

- 全国的には、景気は回復していますが、地方への波及はまだ十分でなく、所得格差が広がっており、地域経済の雇用情勢はいまだ厳しい状況です。この傾向は、本市においても同様であり、高齢化の進展も伴って、生活保護率は年々増加しています。
- 全国的に、少子高齢化、核家族化などによる人と人とのつながりが希薄化しているのが現状です。本市においては、民生委員児童委員や社会福祉協議会の地域福祉活動支援を実施することにより、地域同士の支えあいとネットワークの強化を図ることができています。
- 生活困窮の要保護者への支援では、継続的に生活保護扶助事業を実施し、就労能力のある人に対しては就労支援を行い自立助長に向けての指導を促進しています。

(主な課題)

- 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する自立支援策を強化することが必要です。
- 生活困窮者や低所得者の生活の安定と自立に向けた相談や指導が必要で。

■目指す姿

生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、自立した生活をおくることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
生活保護率(%)	(注釈)生活保護率の目標値について、本来1.25%の増加となるのを、就労支援等を実施することで0.75%の増加に抑える数値目標とする。(統計調査)	今後の生活保護の推移を見極めるため (参考)H28 5.4% H27 5.15% H26 4.78% H25 4.66%	5.4% (H28)	6.15%
生活困窮者相談件数(件)	実態把握	今後の生活困窮者相談件数の推移を見極めるため	17件 (H28)	38件
(参考) 自立による生活保護世帯廃止件数	実廃止世帯件数	※保護解消された件数や自立した件数などを成果指標としてはどうか?		

■主な取り組み方針

方針①:生活困窮者自立の推進

- 生活保護に至っていない生活困窮者の相談に包括的に対応します。
- 困窮者の自立にむけて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行なうほか、地域機関のネットワークづくりを行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 地域で生活に困窮している方があれば、民生委員児童委員や行政等に相談するよう助言を行います。
地域(みんなのできること)	○ 地域住民による見守りや声かけなどの福祉活動の実施を行い、地域の福祉力向上を推進していきます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 就労希望者の受け入れを促進します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域福祉計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月
紀の川市地域福祉活動計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月

2-1-1
子育て環境・体制の整備、支援

担当部	保健福祉部	関係部	保健福祉部
担当課	子育て支援課	関係課	健康推進課

■現状と課題

- 全国的に少子化が進み、子どもが減少する一方、核家族や共働き世帯が増加し、子育てに関する様々な支援が必要になっています。
- 本市では、母子の健康推進について、療育が必要な家庭等に対する支援体制が充分ではなく、福祉、医療、学校教育等の関係機関との連携をさらに充実させていくことが課題となっています。
- 虐待・ネグレクト等の件数が年々増加傾向にあり、取り組みの強化が必要です。児童虐待や子育て支援が必要な家庭・要保護児童などの早期発見、早期対策を行うために関係機関や地域との連携強化など、子育て見守り体制の充実を図っています。
- 地域で安心して出産、子育てができるように母子の健康管理ができる支援体制の更なる充実を図ることが必要であり、また、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築と福祉、医療、学校や地域との連携強化が不可欠です。
- 子育て支援センターについては、現在の2ヶ所(那賀・桃山)に加え、打田地区に子育て支援センターを設置予定であり、子育て相談・情報提供体制の整備、充実を図っています。
- 放課後児童クラブ(学童保育)については、核家族化や共働き世帯の増加に伴い入所児童数は増加傾向にあります。

(主な課題)

- 母子保健分野の保健師による支援と福祉分野の子育て支援の相談窓口を一元的に実施する仕組みとしてこども課を設置し虐待発生予防及び子育て支援に取り組むことが必要です。
- 保護者や支援者のニーズに対応した巡回相談や乳幼児健診後の発達相談、孤立した子育てを支える母子保健推進員の訪問活動がますます必要です。
- 地域で安心して子供を産み、育てることができるように、支援体制の構築や地域全体で支えるしくみづくりを充実させることが必要です。

■目指す姿

若い世代が希望をもって結婚・出産・子育てができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
妊産婦の相談件数	妊産婦の相談数	妊娠を早期に把握することで、リスクの高い妊婦に早期から支援できるため。	—	500件
産後の地域での見守りの割合	訪問実件数／対象児数 産前・産後サポート事業	母子保健推進員による訪問は、子育て家族への地域での見守りの評価となるため	87.0%	
乳幼児健診において子育てに支援を要する子ども家庭の件数	子育て支援を要する子ども家庭の件数	子ども家庭の状況を把握することにより、虐待予防等への早期対応に繋がる指標となるため	250件	300件
地域子育て支援拠点利用者数	支援センター利用者数		12,124人 (H28)	
ファミリーサポートセンター利用件数	ファミサポ事業において一時預かり		181件 (H28)	

■主な取り組み方針

方針①: 妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援機能の強化

- 短期的には、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のための窓口を機能させます。
- 乳幼児健診等を通じて、子育て支援や環境の充実を図ります。
- 中期的には、ハイリスク妊婦等、支援を要する妊婦への相談支援をすすめるとともに産後うつ  
の予防や新生児への虐待発生予防等の事業を実施します。
- 妊婦健康診査や不妊治療について支援を行うことで、安全安心な妊娠と出産への支援を行います。

方針②: 地域連携強化に基づく子育て支援体制の充実

- 短期的には孤立した子育てを防ぐ為、母子保健推進員活動を推進して、地域での子育て支援を行ないます。
- 長期的には療育が必要な家庭への対応として関係機関が有機的な連携がはかれるよう、  
発達相談体制の充実を図ります。

方針③: 子育て支援サービスの充実

- ファミリーサポートセンター事業や子育て支援センターの機能や環境を整備することで、  
地域における多様な子育て支援のサービスの充実を図ります。
- 学童保育や児童館の運営により、子供の居場所や活動の場を確保することで、地域に見守  
られながら安全・安心に成長できる環境を整備します。

方針④: 経済的負担の軽減

- 児童手当の支給をはじめ、子育て世帯における経済的支援を実施します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 子供の育ち・子育てを見守ります ○ 子育て活動に積極的に参加します。また、相談機関を気軽に利用します。
地域(みんなのできること)	○ 地域で子供の育ち・子育てを見守ります。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 子育て環境の整備や運営に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度
紀の川市健康増進計画	平成 30 年度～
紀の川市地域福祉計画	平成 30 年度～

2-1-2

## 保育環境の充実

担当部 保健福祉部

関係部

担当課: 子育て支援課

関係課:

## ■現状と課題

- 核家族化や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズが高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育に対するニーズは多様化しています。
- 本市においても、公立・私立を合わせた入所児童数は年々増加傾向にあり、特に、共働き世帯の増加や出産後、すぐに働く女性が増加し、3歳児未満保育が増加しています。また、平成28年に実施した市民意識調査では、低年齢児保育など保育サービスの充実や医療費・保育料等の子育てに関する財政的支援に関するニーズが高くなっています。
- そのような中、待機児童が出ないように、新たな小規模保育施設認可や施設の整備など、低年齢児をはじめ受入れ定員の増加対策、延長保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ってきました。
- 保育の質の維持向上を図るため、情報交換や研修会の開催など公立・私立に関係なく保育施設間の連携体制を強化しています。

## (主な課題)

- 保育所の入所待機児童が発生しないよう、児童の受け入れ体制や保育環境の整備充実を図る必要があります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図る必要があります。
- 保育所の適切な維持管理を図ることを基本に、老朽化対策やサービス向上に繋がる環境整備を図る必要があります。
- 幼稚園の認定こども園への移行も含め、保育所再編計画の作成が急務です。
- 質の高い保育を目指し、保育士の確保や保育士の資質向上のための研修を行う必要があります。

## ■目指す姿

保護者が仕事と生活の調和を実現できるよう、保育施設や保育サービスが充実し、子育てしやすく、子供たちも保育所などで生き生きと過ごしているまちを目指します。

## ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
保育所待機児童数	年度当初における待機児童数	保育が必要な児童の受入体制が整備されているか測ることができる指標であるため。	0	0
低年齢児受入割合	低年齢児受入数/入所児童数		(478/1668) 28.6%	
低年齢児保育確保割合	確保数/満3歳未満児児童数		(575/1213) 47.4%	
※保育所にあずけている人の満足度について検討	例: 保護者アンケートにおける保育施設やサービスが充実していると感じている人の割合など	実際にサービスを受けている保護者の満足度を聞くことで施策の進捗度を測ることができるため。		

■主な取り組み方針

方針①: 保育施設の整備、充実

- 今後の就学前児童の人口動態を勘案しながら保育所再編計画を策定し、再編計画に沿った統廃合を含めた施設整備、老朽化対策を進めます。
- 小規模保育施設の充実や認定こども園への移行により、低年齢児の保育体制の整備を支援します。

方針②: 保育サービスの充実

- 保護者の多様な就労形態に対応するための延長保育事業の実施をはじめ、多様化する保育ニーズに対応するため、乳児保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。
- 保育士の確保や保育資質の充実、質の高い保育に努めるため、それぞれに応じた研修会を開催します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 多様な保育サービスを利用し、仕事と育児・生活の両立を目指します。
地域(みんなのできること)	○ 地域の保育サービスの運営に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 地域の保育サービスの運営に協力します。 ○ 保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度

2-1-3	担当部	教育部	関係部	
地域の子供の健全育成の推進	担当課:	生涯学習課	関係課:	

■現状と課題

- 近年、核家族化、少子化、価値観の多様化など様々な問題があり、他者とのコミュニケーションそのものが次第に少なくなり、地域との関わりも希薄化しています。
- 地域全体で子供を育てるという考えに基づき、関係団体を中心に事業等が実施されています。また、学校や地域、関係団体に加えて、企業などと協定を結んで見守り活動を実施しています。
- 青少年事業においては、地域で特色のある事業を開催しており、参加者からは好評を得ています。

(主な課題)

- 青少年センターの更なる活動を期待する声が多くある一方、少子化の影響で、青少年活動や子ども会活動が活発に出来ない状況になりつつあります。
- 青少年活動などを支える推進員等の高齢化や、事業に参加する子供の固定化が目立つため、若い推進員の発掘や育成に支援が必要です。
- 真に学習を望んでいる子供達を取り組みに参加してもらえるように、周知や広報について研究・調査をする必要があります。
- 色々な事業で人との関わりや体験活動を通して学んだことなどを、今後ボランティア活動等に生かしてもらう必要があります。
- 関係団体の活動の自立を進めるとともに関係団体を中心に地域を巻き込んだ事業を実施する必要があります。

■目指す姿

地域社会全体で青少年を見守り育てるという意識をもち、青少年が安全安心に過ごせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
防犯パトロール実施回数	H28 実績 (H28 青少年補導委員アンケート 引き続き実施要望の意見あり)		313 回	320 回
地域活動連絡協議会加入子ども会数	H28 実績		34 団体	30 団体
市民会議加盟団体数	H28 実績		90 団体	90 団体
家庭教育推進事業の参加者数	H28 年度 実績 (放課後子ども教室・子どもの居場所づくり推進事業・キッズふれあい広場・読み聞かせ等)		3,905 人	4,000 人

■主な取り組み方針

方針①: 青少年健全育成の推進

- 青少年事業、子ども会活動など自立に向けての支援
- 次世代のリーダー等の育成

方針②: 地域との交流・活動の推進

- 地域ぐるみでの教育活動の推進
- 街頭補導や防犯パトロール及び見守り活動については、学校や家庭などと協議を行い実施します。

方針③: 家庭教育の推進

- 年間計画をたて、参加者が参加しやすい体制づくりを図ります。
- 広報や周知方法の見直し等を行い、SNS などを利用し参加者の増加を目指します。
- 関係機関や地域のボランティアと協力し、事業の推進を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 地域一丸となって子供の成長を見守る体制づくりを目指します。
地域(みんなでできること)	○ 地域や関係機関と連携し、子供たちを見守り育ていけるよう努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 学校・地域・関係機関と連携し、安全安心な体制づくりに努めます。 ○ 子供たちを見守る活動を支援します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月

2-2-1	担当部 学校教育課	関係部	
学校教育環境の充実	担当課: 教育総務課	関係課:	

■現状と課題

- 全国的に少子化が進む中、本市では小規模校が多いため、クラス替えなども困難な状況です。児童生徒の教育環境を考慮すると、適正規模・適正配置を現実化していく必要があります。
- 不登校児童生徒に対する支援は、適応指導教室を設置し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための指導を行うことにより、児童生徒の学校復帰や高校進学の結果をあげています。また、教育相談員を配置し児童生徒へのカウンセリングや保護者に対するの相談、学校への指導等を行い、多様な教育問題の解決を果たしています。
- 平成26年度に河南学校給食センターを整備し、約4,000食の学校給食を民間業者委託による調理配送を開始しました。また、平成28年度に那賀学校給食センターと粉河学校給食センターを統合し、約1,400食の学校給食を民間業者委託による調理配送を平成29年度から開始し、効率的な学校給食を提供しています。
- 平成26年度に策定した通学路交通安全プログラムに基づく通学路の危険箇所への対応、また、学校と地域が連携したスクールサポーター活動への補助等を行うことにより、児童生徒が安全安心に通学できるような環境づくりをすすめています。

(主な課題)

- 保護者や学校や関係機関との連携を強化し、教育相談員・心理カウンセラー・適応指導教室の積極的な活用により、学習指導・生活指導、教育相談等を行い、いじめや不登校問題の解決を図る必要があります。
- 児童生徒の就学に関する早期支援コーディネーターのサポートによる特別支援教育や早期からの支援に対する保護者等の理解を図る必要があります。
- 老朽化が進んでいる学校もあるため、適正規模・適正配置を検討したうえで、大規模改造や長寿命化とともに、利用者に優しい環境整備を検討する必要があります。
- 児童生徒の置かれている環境が年々複雑化しており、経済的な支援も含めた対応が必要となっています。
- 栄養バランスの取れた安全、安心な給食の提供と地元の食材を使った地産地消による郷土愛の醸成が必要です。
- 通学困難地域への対応と登下校時の安全確保の継続が必要です。

■目指す姿

安全・安心で快適な教育環境が整ったまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
「学校に行くのは楽しい」と思う児童・生徒の割合	「学校に行くのは楽しい」と思う又はどちらかといえば思う児童・生徒数 ÷ 全児童・生徒数	学校教育環境が充実することにより、学校に行くのは楽しい児童が増加すると考えられるため	92.0%(児) 88.9%(生)	94.0%(児) 90.0%(生)
不登校児童生徒の出現率	不登校児童生徒数 ÷ 全児童生徒数	学校教育環境が充実することにより、不登校児童生徒が減少すると考えられるため	1.4%	0.8%

経済的理由による長期欠席児童生徒の割合	経済的理由による長期欠席児童生徒数÷全児童生徒数	適切な就学援助を実施できているか判断可能な指標であるため	0%	0%
小中学校のトイレ洋式化率	学校施設における洋式便器数÷全便器数	学校トイレが抱える課題の解決がどれだけ解消できたのかを指標で表す。	32.4%	45.0%

## ■主な取り組み方針

### 方針①:教育相談の充実

- 心の教育の充実として、保護者や学校や関係機関と連携を強化し、教育相談員・心理カウンセラー・適応指導教室の積極的な活用を促し、様々な問題の解決を目指します。

### 方針②:特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して個別の教育支援計画(つなぎ愛シート)を作成するとともに、各関係機関と連携を図り、きめ細やかな指導や切れ目のない支援を実施します。

### 方針③:安全・安心で快適な教育環境の充実

- 安全で快適に利用できるよう修繕工事や維持管理を行ないます。
- 計画的に和式トイレを洋式トイレを改修することで、利用者に優しい環境整備を進めます。
- 築後40年から50年を経過している学校については、建物の調査を行い適正規模・適正配置を検討したうえ大規模改修や長寿命化を検討します。

### 方針④:学校給食の充実

- 児童生徒の成長に必要な栄養が確保され、食物アレルギーに対応した安全安心な給食を実施します。
- 可能な限り地場産の食材を活用した給食を実施し、食の大切さを学ぶ食育を推進します。

### 方針⑤:教育機会の均等の推進

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学指導を実施します。

### 方針⑥:安全な通学環境の推進

- 老朽化するスクールバスの買換えを検討するとともに、新たに発生する通学困難地域の遠距離通学となる児童の効率かつ安全な通学手段の検討をします。
- 通学路の危険個所の点検や登下校時の見守りの実施を継続します。

## ■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登下校時の見守りに参加します。</li> <li>○学校を大切に使う意識・マナーを高めます。</li> </ul>
地域(みんなでできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路の危険箇所の報告を積極的に行います。</li> <li>○地域の学校として、ともに教育環境の充実に連携します。</li> </ul>
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食への安全・安心な食材の提供を行います。</li> </ul>

	○ 教育施設の充実にむけ効率的かつ質の高い整備に努めます。
--	-------------------------------

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 27 年度～平成 29 年度
学校適正規模・適正配置基本方針	平成 21 年 5 月～

### ■現状と課題

- 学習指導要領では、子供たちの「生きる力」として、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しています。紀の川市学校教育指針の基本方針にも「生きる力」の育成を位置づけて推進しています。
- 児童生徒の学力、生徒指導、特別支援教育等の課題解決にむけた教職員の指導力向上を目指して教職員研修を毎年夏季休業中に実施しており、全教職員が参加し、アンケート調査では今後の児童生徒の指導に大変役立つ内容であったとの感想を得ています。
- 小学校 5.6 年生と中学生を対象として、TT 指導による英語講師派遣事業を実施し、児童生徒は英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことができています。
- 職場体験活動を行うことにより、生徒に望ましい勤労観や職業観を身につけさせることができ、将来の進路等を考える教育の一環となっています。
- 子どもたちの系統的な発達等を考慮しながら、さまざまな連携事業を推進し、協議することにより、保育所(園)及び幼稚園から小学校へのなめらかな接続を図り、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性を育むための教育を推進しています。

### (主な課題)

- 教職員の知識・技能の向上を図るため、教職員の研修参加促進や教職員を指導する指導主事の設置の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の基礎学力を向上するため、全小中学校に学校司書を配置し、語彙(ごい)の拡充や表現力、読解力の向上を目指す必要があります。
- 平成 32 年度から英語が小学 5、6 年生で正式な教科となることを考慮し、ALT を増員し内容の充実を図る必要があります。
- 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するために、幼児期教育の充実が求められています。

### ■目指す姿

特色ある学びの機会を通じて、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけることができるまちを目指します。

### ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
全国学力・学習状況調査(小学校 6 年生)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査全教科の平均正答率と全国平均正答率の差	読解力の向上が点数に直接影響し、近隣地域と比較可能な指標であるため	1.2%	2.0%
全国学力・学習状況調査(中学校 3 年生)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査全教科の平均正答率と全国平均正答率の差	読解力の向上が点数に直接影響し、近隣地域と比較可能な指標であるため	▲8.3%	0%

「国語・算数の学習内容を理解している」と思う児童の割合	全国学力・学習状況調査児童質問紙で授業の内容を理解している児童数÷全児童数	教職員の知識・技能の向上が児童の学習内容の理解度に反映されるため	85.0%(国) 85.4%(数)	88.0%(国) 88.0%(数)
「国語・数学の学習内容を理解している」と思う生徒の割合	全国学力・学習状況調査児童質問紙で授業の内容を理解している生徒数÷全生徒数	教職員の知識・技能の向上が生徒の学習内容の理解度に反映されるため	82.0%(国) 84.6%(数)	85.0%(国) 87.0%(数)

## ■主な取り組み方針

### 方針①: 児童生徒の基礎学力の向上

- 平成 29 年度から学校司書を 2 名(小学校 1 名、中学校 1 名)設置し、学校図書環境の整備と充実を図り、語彙の拡充や表現力、読解力の向上に繋がります。
- ネイティブスピーカーによる英語授業サポート率 100%を実現していますが、H32 年度から英語が小学 5、6 年生で正式な教科となることを考慮し、今後、更なる授業内容の充実を図ります。

### 方針②: 教職員の知識・技能の向上

- 教職員の知識・技能の向上を図るため、教職員を指導する指導主事の設置数の増員を目指します。
- 教師力・授業力の向上のために、多くの教職員が研修に参加し、資質・能力の向上を目指します。

### 方針③: 幼児教育の支援

- 幼児教育と小学校のなめらかな接続を図るために、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード」の充実を図り、小学校での学びが安心してスタートできるような「スタートカリキュラム」を作成、活用していきます。
- 幼児期・学童期の子供たちに共通の視点で関わられるように、指導者の共通研修を実施し、教職員、保育士の資質向上を目指します。

## ■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 学校教育に対する関心・理解を深めます。
地域(みんなでできること)	○ 学校教育に対する関心・理解を深めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 教育環境の充実に努めます。 ○ 学校教育に対する関心・理解を深め、行政と連携を図ります。

## ■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年度～

2-3-1
生涯学習の推進

担当部	教育部	関係部	
担当課	生涯学習課	関係課	

■現状と課題

- 長寿化や地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。
- 本市では、芸術文化にふれあう機会として、生涯学習フェスティバルを文化協会と共催で実施しています。
- 市民意識調査では、趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は少数となっており、生涯学習事業等の広報・周知方法を見直すことで、文化・学習意識の向上や公民館や生涯学習施設の集客増に努めています。
- 公民館講座が継続的な活動につながるように、講座受講者のサークル活動への移行を推進しています。
- 図書館は2館になりましたが、利用者や貸出し冊数は増加傾向にあります。また、図書館を閉館した地域においても公民館などと連携し、図書に触れる機会の創出に努めています。

(主な課題)

- 関係団体の自主的な活動を支援するとともに、これまで生涯学習等に取り組んでこなかった人も取り組みをはじめやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市民のニーズを的確に捉え、芸術性の高い事業の実施や SNS などを用いた多様な広報の実施を行う必要があります。
- 老朽化した施設が多く、利用者の安全確保のため、適切な管理・修繕が必要です。
- 河北・河南図書館の認知度向上と、図書館が廃止となった地域へのフォローアップに取り組む必要があります。

■目指す姿

いつでもどこでも自らの意思と選択により学びたいときに学ぶことができ、人と人がつながりの中で学習が深められるまちをめざします。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
図書館貸出し冊数	貸出し冊数／貸出し人数？ H28 実績 (河北 158,858 河南 149,844)	※ 1人当たりの貸出し冊数に変更	310,789冊 4.5冊	330,000冊
図書館蔵書冊数	H28 実績 (年度末現在 河北 90,806 河南 61,015)		151,821冊	200,000冊
生涯学習施設の利用回数	H28 実績 (打田生涯学習センター・粉河ふるさとセンター・那賀総合センター・桃山会館・貴志川生涯学習センター)		6,492回	7,000回
生涯学習活動等への参加者数	H28 実績 (自主事業・公民館講座など)		175,864人	250,000人

■主な取り組み方針

方針①:生涯学習機会の推進

- 公民館(生涯学習施設)など活用してもらえるよう、学習機会の充実を行ないます。
- 市民が自主的に活動を行えるよう支援します。
- 市民ニーズに応えることと、質の高い芸術文化に触れる機会を提供することで、芸術・文化活動を担う人材の育成に努めます。

方針②:生涯学習(施設)の整備充実

- 公共施設マネジメント計画に沿って、既存施設を有効活用し適正な維持管理を行います。
- 施設やシステムの整備により、市民の利便性の向上に努めます。

方針③:図書館の充実及びサービス向上の推進

- 図書館の蔵書量を増やし、2館それぞれで特色あるイベントや季節毎のイベントなどを開催することで、利用者増を目指します。
- 接遇などの研修等に参加し、レベルアップに努めます。
- 図書館や学校図書館への司書の配置を充実させます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"><li>○生涯学習施設などを積極的に利用します。</li><li>○生涯学習活動等にも参加します。</li></ul>
地域(みんなのできること)	<ul style="list-style-type: none"><li>○課題解決に向け、生涯学習課と協力し生涯学習推進に努めます。</li></ul>
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民ニーズに応えられるよう、研究調査を行ない来館しやすい体制づくりや事業等に参加してもらえるよう努めます。</li></ul>

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月

### ■現状と課題

博物館や文化財施設及び資料館などへの来館が減少傾向にあります。また、文化芸術活動を支えてきた人の高齢化により、伝統文化・芸術の継承者不足が懸念されています。

○本市には、「絵本著色粉河寺縁起」、「沃懸地螺鈿金銅装神輿」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」等数多くの重要な文化財があり、それら文化財の保存整備を進めています。

○文化財の調査や保存のための補助、そしてその価値を活かしたイベント啓発事業を行うことで、市民の文化財についての意識が高まっており、文化財サポーターが市の事業などに参画しています。

○市の啓発事業への参加や協力というサポート型から事業の計画・推進など自発的で積極的な文化財啓発に一步前進した市民との協働が図られてきています。

○医聖華岡青洲など郷土の偉人や歴史、文化財を見直し、貴重な歴史資産や文化を「紀の川の魅力」として発信し、市外との交流を創出しています。

#### (主な課題)

○文化財施設の老朽化が進んでおり、イベントや啓発活動にも支障が出る恐れがあるため、適切な維持管理が必要です。

○住宅及び施設の開発事業の増加に伴い、埋蔵文化財の調査発掘作業が増えており、それへの対応が必要です。

○本市の貴重な歴史資産や文化を市民に限らず、多くの方に興味を持っていただく取り組みが必要です。

### ■目指す姿

市内の歴史と文化が適切に守られ、貴重な資源として活用されたまちを目指します。

### ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
文化財施設・事業への入館者数	H28 年度歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅の入館者数		8,085 人	9,000 人
歴史・文化財に興味のある市民の割合	市民意識調査			
市指定文化財の数	H28 年度 実績数		107 件	107 件
文化財サポーター一会員数	H28 年度 実績数		39 人	40 人

■主な取り組み方針

方針①: 歴史文化の保護・継承

- 文化財保護のため、関係機関と協議などを行い整備・保存を実施します。
- 郷土の歴史を後世へ伝えるため、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組めます。

方針②: 文化財の活用

- 文化財施設等を利用し、情報を発信することで文化財に対する意識の向上を図ります。
- 文化財サポーターと協働で、体験教室や講演会などを開催します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○文化財についての理解を深めるため、文化財施設の利用や事業等に積極的に参加します。
地域(みんなのできること)	○市の事業等に協力し、芸術文化の推進を図ります。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○文化財の保護に努めるとともに、調査研究を行ないます。 ○関係団体が自主的に活動できるよう支援を行ないます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月
史跡旧名手宿本陣整備基本計画	平成 29 年 3 月～

### ■現状と課題

- 平成 23 年にスポーツを推進する「スポーツ基本法」が成立し、平成 26 年にはスポーツに関する施策を総合的に推進するためスポーツ庁が設置されました。
- 本市でにおいて、「スポーツを週1回以上行っている成人」の割合は平成 28 年度市民意識調査によると、24.2%であり、平成 23 年度の 21.9%から 2.3 ポイントの増加となっておりますが、全国調査との比較では低い状況となっております。
- 「市のスポーツ活動の振興に関するこれまでの取り組み」に対する満足度は比較的高く、各種スポーツ大会・イベント等の実施による効果が出ていると考えられます。
- 平成 26 年 7 月にパークゴルフ場が、平成 27 年 3 月には市民体育館、平成 28 年 3 月には市民公園プールがそれぞれ完成し、スポーツ施設の充実が図られており、施設利用者数は近年、微増傾向で推移しています。
- 老朽化が進んだスポーツ施設が多くあり、今後、修繕費の増大が予想されるため計画的な修繕が必要です。

### (主な課題)

- 日常的にスポーツを行っている市民が少ないため、スポーツ活動への関心を高める方策が必要です。
- 個人、団体のスポーツ活動の活性化や地域におけるスポーツ活動の振興のために高い資質の指導者を発掘、育成する必要があります。
- 利用者に、安全かつ安心して身近なスポーツ施設を利用してもらうためには、施設を適切に管理する必要があります。

### ■目指す姿

生涯を通してすべての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

### ■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
スポーツを週1日以上行っている成人の割合	市民意識調査において「週2日以上している」、「週1日はしている」と回答した成人の割合	市の取り組み状況がはかれ、国との比較可能な指標であるため		
「市のスポーツ施設は充実している」と思っている人の割合	市民意識調査において「そう思う」、「まあそう思う」と回答した市民の割合	施策の推進が市民感情にどのように影響しているかをはかる必要があるため		
スポーツ施設の利用者数	市営のスポーツ施設における年間利用者数の合計	市のスポーツ施設に対する市民の依存度をはかる指標となるため。		
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバルの参加者数	市民の生涯スポーツに対する関心の高さをはかる指標となるため		

■主な取り組み方針

方針①:生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 市のスポーツ振興の指針となる次期「スポーツ推進計画」を策定します。
- 児童生徒や青少年のスポーツ活動を支援することにより、ジュニアスポーツの競技力向上に努めます。
- 体育・スポーツにおいて高度で専門的な施設と人材を有する大学とスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに指導者の発掘、育成に努めます。

方針②:スポーツ施設の充実と適切な管理

- スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろからスポーツやレクリエーションに対する意識を高め、スポーツイベントやスポーツ教室に積極的に参加します。</li> <li>・生活の中にスポーツを取り入れるように努めます。</li> </ul>
地域(みんなのできること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。</li> <li>・スポーツを通して地域の人々の交流や地域コミュニティの形成に努めます。</li> </ul>
企業・NPO 団体(事業者ができること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション活動に理解を深め、スポーツ大会などに参加、協賛または主催することで地域スポーツの振興を支援します。</li> <li>・競技者や競技団体に協力することで、競技スポーツの発展を支援します。</li> </ul>

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市スポーツ振興計画	平成 21 年度～平成 30 年度
紀の川市スポーツ推進計画	平成 31 年度～平成 40 年度